

(趣旨)

第1条 この要領は、熱海市の発注する建設工事に係る総合評価競争入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要領において「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格のほか技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものを持って申込みをしたものを落札者とする入札をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価競争入札の対象となる建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、工事価格に、工事に関して生じる補償等の支出額および収入の減額相当額(以下「補償費等の支出額等」という。)並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか過去における工事实績を評価し工事総合評価競争入札に適合させることで差異を付け評価する小規模工事

(学識経験者への意見聴取)

第4条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4第1項各号に掲げる事項、その他必要な事項に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。なお、この場合、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(入札公告)

第5条 市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6、地方公共団体の物品等又は特定役務の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条および熱海市財務規則(昭和39年規則第27号)第102号に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価競争入札の方法による旨
- (2) 総合評価競争入札に参加するための要件
- (3) 落札者決定基準
- (4) 提示性能等の取扱いに関する事項
- (5) 提示性能等の担保に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(落札者決定基準)

第6条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、政令第167条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を策定するものとする。

2 落札者決定基準は、入札の評価に関する基準及び方法並びに落札者の決定方法等について定めるものとする。

3 前項の入札の評価に関する基準においては、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるものとする。

(1) 提示性能等の評価に関する評価項目 工事特性、地域特性等を勘案し、市にとって最も有利な調達となるよう適切に設定すること。

(2) 評価項目ごとの評価基準 前号の評価項目ごとに、提示性能等の評価に応じて与える得点及び提示性能等が必ずみたさなければならない要件を明らかにすること。

(3) 得点配分 第1号の評価項目ごとに配分する得点を、工事における必要性及び重要性に基づき適切に設定すること。

4 第2項の入札の評価に関する基準は、入札の評価について、前項第1号の評価項目ごとに与えられた得点の総和を入札価格で除して得られる数値をもって行うことができるよう作成するものとする。

(落札者決定基準を定める際の手続き)

第7条 市長は、前条第1項の規定による落札者決定基準の策定に当たっては、落札者決定基準の案について、総合評価審査委員会の審議を経るものとする。

(提示性能等の提出及び審査)

第8条 市長は、総合評価競争入札に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に提示性能等を求めるものとする。

2 前項の規定により提示性能等の提出があったときは、市長は、これを検討の上、その採否について、総合評価審査委員会の審査に付するものとする。

3 市長は、前項の規定による提示性能等の検討に当たっては、当該提示性能等の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査があったときは、その結果について、学識経験者2人以上の意見を聴くものとする。

5 市長は、前項の規定により聴取した意見に基づいて、提示性能等の採否及び当該性能等に係る入札参加者の必要な資格の有無について、指名委員会の審議に付するものとする。

6 市長は、前項の規定による審議があったときは、提示性能等の採否を決定し、入札参加者に必要な資格の確認の通知に併せて通知するものとする。この場合において、提示性能等を不採用としたときは、その理由を記載するものとする。

(提示性能等の不採用に関する説明書)

第9条 前条第6項により提示性能等の不採用の決定を受けた入札参加者は、当該決定に

異議があるときは、書面により、市長に対し説明を求めることができる。

(入札)

第10条 入札は、第8条第6項の規定により提示性能等の採用の決定を受けた入札参加者を参加者として行う。

(落札者の決定)

第11条 市長は、前条の規定により入札を行ったときは、落札者決定基準に基づいてこれを評価し、入札価格の制限の範囲内にあるもののうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第167条の10の2第2項の規定により、そのものを落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする。

(1) その者の申込に係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるとき

2 前項の規定による落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。

(情報の公開)

第12条 市長は前条第1項及び第2項の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞無く、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地

(2) 各入札者の入札価格

(3) 各入札参加者の入札の評価の状況

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。